資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１３回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１４回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１５回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１６回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１７回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１８回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第１９回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　内山隆太郎

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第２０回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　海田　雅人

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第２１回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　海田　雅人

資産流動化計画変更に関する公告

このたび、住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社が合併し、三井住友信託銀行株式会社となったことに伴い、当社の信託の受託者及び特定社債管理者が「三井住友信託銀行株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年四月十三日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年四月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

ＳＭＢＣ第２２回ＲＭＢＳ特定目的会社

取締役　関口　陽平

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二八五	上	終りから七	場合に、	場合は、

平成二十三年七月八日（号外第百五十一号）公布環境省令第十三号（土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令）（印刷誤り）

平成二十四年三月二十一日（号外特第十号）復興庁令第三号（福島復興再生特別措置法施行規則）（印刷誤り）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	一四		改める。
一〇	上	一四		改め、同条第六号中「前条第二項第四号」を「前条第二項第五号」に改める。
一〇	上	一四		行目と一五行目の間に次のように加える。

第六十六条第一号中「第六十一条第二項第二号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

平成二十四年二月二十四日近畿地方整備局告示第四十号（道路に関する件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
六	下	二〇	二八三番一	二七八番一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十三日付第九三号六二十一日付参会第七号四八

四ページ●同日付政府調達第七七号五六ページ●三月

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）